

# 宇都宮市「全天候型子どもの活動の場」の遊具等設置業務委託に係る仕様書

## 1 本事業の目的

近年の猛暑日の増加や豪雨などの気候の変化や、自由に遊ぶことができる公園の減少など、子どもたちが安心、安全に屋外で遊ぶ機会が減少しており、子どもやその保護者などから新たな活動の場を求めるニーズと人気が高まっている。

市内の小学校を対象としたニーズ調査では、身近な場所にほしい施設として、半数超が屋内の遊び場と回答しているほか、現在、市の中心部に設置されている、ゆうあいひろばにおいては年間約9万人の方に利用されており、休日などは定員の90%を超える高い稼働率が続いている。このような状況を踏まえ、子どもの健全育成や更なる子育て環境の充実を図るため、市有施設である田原コミュニティプラザを改修し「全天候型子どもの活動の場」を整備するものである。

## 2 委託業務の名称

宇都宮市「全天候型子どもの活動の場」の遊具等設置業務

## 3 履行期間・場所

### (1) 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

### (2) 履行場所

宇都宮市上田原町1番地 宇都宮市田原コミュニティプラザ

## 4 費用の負担

本事業における費用の負担は、次のとおりとする。

### 受注者の負担

- ・ 受注者は、設計業務及び制作・施工業務が完了するまでの間、当該業務に係る費用を負担する。
- ・ 既存の什器・遊具等の撤去費用は、受注者が負担する。
- ・ 什器や備え付け備品については、制作・設置費用に含むものとする。
- ・ 完成図書の作成費用は、受注者が負担する。

## 5 契約及び支払いについて

### (1) 契約内容の変更

受注者の決定後、本市は提案内容及び作業工程について、委託料及び契約期間に影響のない範囲で受注者に変更を依頼できるものとする。

### (2) 契約額の変更

契約額の変更は、原則として行わない。ただし、発注時の条件に変更がある場合には、設計後の図面、数量により変更するものとする。その他、不明瞭な事項が生じた場合は、本市と受注者が協議の上対応するものとする。

### (3) 完成期限の変更

完成期限の変更は、原則として行わない。ただし、本市側のリスクに起因する事由、その他受注者の責に帰することができない事由により工期の延長が必要となる場合には、この限りでない。

### (4) 支払い

契約に係る代金の支払いは、業務の完了届を受領後、請求に基づき一括で支払うものとする。

## 6 共通仕様

### (1) 適用の範囲

本仕様書は、本委託業務に適用するものとし、本仕様書に記載のない事項であっても本業務遂行上必要と思われる事項については、速やかに本市と協議し、または本市の指示に従うものとする。

### (2) 業務内容

本業務の内容は別紙「特記仕様書」によるものとする。

### (3) 地域経済貢献

市外業者（市内に本社、本店、支店、営業所等を有しない者）であって、本市が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委託し、請け負わせようとするときは、できる限り市内に本社を有する業者（以下、「市内業者」という。）から選定するよう努めること。

市内業者に発注するときは、業務の内容及び見積金額における市内業者への再委託金額の割合等を企画提案内容に記入すること。

また、各業務において、市内居住者を雇用する場合、人数及び賃金額等を企画提案内容に記入すること。

## 7 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めない事項については、本市と受注者の協議により決定するものとする。

## 8 機密の保持

- (1) 受注者は、本業務の遂行上知り得た事項について第三者に漏らしてはならない（本業務終了後も同様とする。）。
- (2) 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理及び情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、本市の承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

## 9 一括再委託の禁止

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は本市が仕様書等において指定した主たる業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あら

かじめ、本市の承諾を得なければならない。ただし、本市が仕様書等において指定した軽微な業務を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

- (3) 本市は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称、許認可や資格、その他必要な事項の通知を請求することができる。

## 10 関係機関への届出

本業務の遂行上必要な関係機関への届出については、受注者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

## 11 検査及び業務の完了

自主完成検査及び完成検査を以下の規定に則して実施する。

### (1) 受注者による自主完成検査

- ア 受注者は、受注者の責任及び費用において、自主完成検査を実施すること
- イ 自主完成検査の実施については、実施日の7日前に本市に書面で通知すること。
- ウ 受注者は、本市に対して自主完成検査結果を報告すること。

### (2) 本市の完成検査

本市は、受注者による上記の自主完成検査終了後、以下の方法により完成検査を実施する。

- ア 本市は、受注者の立会いの下で、完成検査を実施する。
- イ 完成検査は、本市が確認した設計図書との照合により実施する。
- ウ 受注者は、遊具等の取扱説明書を本市に提出し、その説明を行うこと。
- エ 受注者は、本市の行う完成検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成検査の手続きと同様とする。

### (3) プレオープンと引渡し

運営事業者（事業者は別途、選定予定）の管理のもとプレオープンを行い、安全対策や運営上の不具合が見込まれる個所が発生した場合には、本市と受注者が協議の上、是正・改善し再検査するものとする。

受注者は、本市による完成検査後、是正・改善事項がない場合には、本市から完成検査完了の通知を受け、引渡しするものとする。

### (4) 完成図書の提出

受注者は、本市による完成検査完了の通知に必要な以下の完成図書を提出すること。なお、提出時の体裁等については、別途本市の指示するところによる。

#### ア 施工記録写真 1部

着工前と完成後写真は、同じアングルから撮影する。機材受入、各種作業工程、出来形、その他監督員の指示する箇所を撮影する。

#### イ 完成図（遊具）一式（製本図1部、原図データ）

#### ウ 完成図（什器・備品配置表）一式（製本図1部、原図データ）

#### エ 完成写真 1部

#### オ その他必要書類一式

#### カ 上記のすべてのデジタルデータ一式

キ 設置した遊具・什器等の取扱説明書